

地方自治法第199条第7項の規定により、財政援助団体等（指定管理者）監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

平成25年4月2日

上越市監査委員 大原 啓資

上越市監査委員 勝島 朝子

上越市監査委員 宮崎 政國

記

1 監査の対象

以下の施設について、平成23年度の指定管理者制度の執行状況について監査した。

- ①安塚コミュニティプラザ（自治・地域振興課）
- ②上越総合福祉センター（福祉課）
- ③ケアハウス上越（高齢者支援課）
- ④中郷いきいきサロン（高齢者支援課）
- ⑤三和ネイチャーリングホテル米本陣（観光振興課）
- ⑥樽田そば処（農業政策課）
- ⑦月影の郷（農業政策課）
- ⑧上越市海洋フィッシングセンター（農林水産整備課）
- ⑨上越市柿崎総合体育館（体育課）
- ⑩上越市柿崎屋内水泳プール（体育課）
- ⑪柿崎総合運動公園野球場及びグラウンド（体育課）

2 監査の期間

平成 24 年 9 月 3 日から平成 25 年 3 月 28 日

3 監査の場所

上越市監査委員事務局及び指定管理者が管理する施設

4 監査の方法

監査の実施に当たっては、指定管理にかかる協定書、管理運営業務仕様書、事業計画書、事業報告書など関係書類の提出を求め、関係職員から説明を聴取した。

また、監査した施設のうち、三和ネイチャーリングホテル米本陣、月影の郷、上越市柿崎総合体育館については、当該施設の現地調査を実施した。

5 監査の主な着眼点

対象	主な着眼点
所管課	<ul style="list-style-type: none">・ 指定管理者の指定は適正、公平に行われたか。・ 協定は適切に締結されているか。・ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適切に行われているか。・ 事業報告書の点検は適切に行われているか。・ 指定管理者に対し適時かつ適切に報告を求め、調査・指示を行っているか。・ 指定管理者の管理運営について、評価・検証は適切に行われているか。
指定管理者	<ul style="list-style-type: none">・ 指定管理者は、関係法令に定めるところにより施設を適切に管理しているか。・ 協定等に基づく指定管理者の義務の履行は適切に行われているか。・ 公の施設の管理に係る収支の経理は適正に行われているか。

6 監査の結果

(1) 指摘・要望

監査対象となった各施設では、その設置目的に沿った利用がされており、指定管理者の利用者に対する対応等についても、おおむね良好であった。

しかし、今回の監査全体を通じて、今後特に改善を要する事項が見受けられたため、次の 4 点を指摘するとともに、1 点について要望する。

① 各種計画書及び報告書等の提出期限を遵守すること（指摘）

今回の監査の結果、多くの施設で市が求める事業計画書や実績報告書などの各種報告書の提出期限が守られていないものが見受けられた。これらの文書の提出期限を遵守するよう指導することについては、平成 22 年度の指定管理者監査においても指摘したところである。

事業計画書は市が当該施設の年間計画の妥当性を確認するため、また、各種実績報告書は施設運営の実態を把握するために必要であり、いずれも地域の活性化や福祉の増進をはじめとする各施設の設置目的を達成するうえで重要な文書である。提出期限を遵守するよう改めて指定管理者を指導するとともに、市としてもこれらの文書が提出期限までに提出されているかの確認を徹底されたい。

② 報告や事前の協議を要する事項を再確認すること及び市は報告された事項の詳細な内容確認を行うこと（指摘）

今回の監査の結果、年度途中に発生した施設内での骨折事故の報告が年度末の実績報告時にされており、また、その報告内容が不十分であったが、市も内容を詳細に確認していなかった事例があったほか、休館日に施設を利用させる場合に必要な「市との事前の協議」をせずに施設を利用させており、市はその事実を把握していなかった事例など、市が仕様書等で随時の報告や事前の協議を要すると定めている事項について、実際には報告や協議がされていなかったり、報告はされているものの、市がその内容を詳細に確認していない事例が見受けられた。

協定書及び仕様書等の定めに基づき随時の報告や事前の協議を要する事項を改めて確認するとともに、適切な時期にこれらが行われているかについても確認されたい。また、報告内容について、市が施設の運営状況の実態を把握するのに十分な内容となっているか、また、報告内容に誤りがないか、確認を徹底されたい。

③ 所管課と総合事務所の役割の再確認を求めること（指摘）

区に所在する施設の現地調査を行った際、所管課と総合事務所の連絡の不備及び役割分担の確認不足などにより、調査対応準備が十分にされていなかった事例があった。

区に所在する施設の管理については、所管課が総括的な役割を担う一方、日々の管理や指定管理者との連絡等は総合事務所が行うケースが多いが、監査への対応に限らず、施設の管理運営全般について、所管課と総合事務所の役割分担が曖昧にならないよう、それぞれの責任において実施すべき事項を今一度整理されたい。

④ 自動販売機の設置手続きを整理することについて（指摘）

平成 22 年度の指定管理者監査において要望事項とした「自動販売機の設置に伴う手続きの整理」について、今回の監査においても行政財産の目的外使用許可を得て設置している施設と指定管理者が飲料業者等に設置を依頼し、手数料を得ている施設の双方が見受けられた。市においては制度の関連課における協議がされているものの、関連課間での行政財産の目的外使用に対する見解の相違から統一的な運用方針の決定には至っていない状況である。設置手続きの違いにより、施設によっては収入に不平等が生じているとも言えることから、運用方針の決定を早期に行われたい。

⑤ 施設の管理経費や減免利用等が当初の予想と差が生じていないか検証すること

（要望）

多くの施設では、指定管理者は市が当該施設を直営で管理した場合に適用する減免基準に準じて利用料金を減免している。今回の監査の結果、利用料金の減免実績が、市が指定管理者募集の際に算定した減免額の見通しを大幅に上回っている施設があった。

市が算定した利用料金や減免額の見通しは、過去の実績を基に算定したものであり、実際には差が生じることはあるものの、委託料算定の際の基準となっていることから、実績と著しい差が生じている場合は、施設の運営・収支に影響を及ぼしていないか検証することが必要と考える。施設の安定的・継続的な運営のため、実績報告などの機会において、これらを精査することについて要望する。

（2）各施設への個別の注意・要望事項

監査対象となった各施設への個別の指摘、注意事項及び要望は別紙 1 及び別紙 2 のとおりである。

（3）意見

次の 1 点について、今回の監査結果を通じた意見として申し述べる。

市では、指定管理施設の利用料金について、還付基準を市が施設を直営で管理した場合の基準と同様に行うよう求めている施設があり、具体的には、「利用日 3 日前までに還付を申し出て、承認された場合は 70%を還付する」などとなっている。

一方で、利用者が利用料金を納める時期は利用者によって異なっており、施設の利用申し込み時など、事前に納めているケースや、利用日当日に納めているケース

など様々である。このため、利用料金を事前に納めた利用者が利用を取りやめた場合は、その申し出をした時期によって納めた利用料金の 30%または全額を負担することになるが、利用日当日に納める利用者は当日に利用を取りやめても負担がない。利用料金を納めた時期によって負担の有無に違いが生じており、負担の公平性の観点から検討を要すと考える。

ただし、指定管理施設における還付は、前述のとおり直営施設の基準に沿っているため、まずは直営施設での取り扱いを検討する必要があることから、今回の指定管理者監査の結果として指摘するものではないが、監査結果を通じた意見として申し述べる。

以上であるが、各所管課等においては、指定管理者制度の趣旨を踏まえ、今後とも一層、市民サービスの向上と適切な事務執行に努めていただきたい。

平成 24 年度 財政援助団体等(指定管理者) 監査指摘事項

○重要な指摘
・なし

○指摘 (4 件)

施設名	指 摘 内 容
安塚コミュニティプラザ	<p>1. 当施設は消防法施行令第 6 条別表 1 で定める特定防火対象物であり、消防法第 8 条に定める「防火管理者」は消防計画を策定し、その計画に基づき消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検や避難誘導訓練等を実施することが義務付けられている。</p> <p style="padding-left: 2em;">消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検について、消防法第 17 条の 3 の 3 では、防火対象物の関係者（指定管理者）は、点検結果を消防署長へ報告することとしている。指定管理者が委託する業者は点検業務を行い、指定管理者への報告はしていたものの、平成 22 年度、23 年度においては、消防署長への報告をしていなかった。</p> <p style="padding-left: 2em;">また、当該業務の委託契約については、仕様書が作成されていないため、具体的な業務の内容は確認できない状況であった。</p> <p style="padding-left: 2em;">更に、消防計画では避難誘導訓練を年 2 回行うこととしているが、平成 22 年度、23 年度においては、訓練を実施していなかった。</p> <p style="padding-left: 2em;">施設の管理に当たっては、関連法令等を遵守すること、委託業務内容を明らかにするため仕様書を作成すること、委託業者からの報告を適切に確認することを指定管理者へ指導するとともに、指定管理者から報告される業務実績の内容の確認を徹底されたい。</p>
ケアハウス上越	<p>1. 利用料金のうち管理費分は、指定管理者が入所者から徴収し全額を市へ納入している。上越市軽費老人ホーム条例では、利用料金は指定管理者の収入として収受させることと規定されていることから、条例及び施行規則に基づき指定管理者の収入とし、それによる利用料金の増額を踏まえた委託料を設定すべきである。しかし、市では管理費は入所者から施設建設に係る経費の一部を負担していただくという考えのもと、市の歳入としていた。管理費を市の収入にするのであれば関係する例規を見直されたい。</p> <p>2. 7月に1件の骨折事故が発生し、実績報告書には事故の記載があったものの、その内容は不明確なものであった。今回監査の実施にあたり、指定管理者に照会した結果、事故の詳細が判明したものであり、本来なら、利用者に事故等が発生した場合には、速やかに市へ報告しなければならない。また、市は実績報告書が提出された時点で指定管理者へ照会などすべきであり、実績報告書やその他指定管理者から提出された書類等の検証が不十分であると言わざるを得ない。改めて、現体制を見直すとともに、複数人によるチェック体制に努められたい。</p>

施設名	指 摘 内 容
月影の郷	<p>1. 耐震補強工事のため、休館日としていた期間中の当該工事完了検査前に、今後の施設運営や維持管理面について検討交流会をするため、以前から施設の運営について協力関係にあった 4 大学の学生と指定管理者が宿泊を伴う利用をしていた。休館中であり、しかも耐震補強工事の完了検査前であったが、指定管理者は市に施設の利用について事前に相談することなく施設を利用していた。仮に、利用者に事故等が発生した場合の責任の所在等々、大きな問題へと繋がることも想定されることから、このような行為は、決してあってはならない。改めて、指定管理者への指導を徹底し、適正に施設を運営されたい。</p>

注意・要望事項の概要

○注意事項

項目（概要）		件数
協定書	変更の必要が生じたときは速やかに行うこと	1
利用料金	事前に市の承認を得ること	1
	利用料金を前納させること	1
	還付基準を遵守すること	1
再委託	事前に市の承認を得ること	3
備品管理	貸与備品の一覧を協定書に添付すること	2
	貸与備品の異動報告を受けること、また、現状を正確に把握すること	3
利用受付	利用実績を正確に記録すること	1
事業計画及び各種報告	提出期限を遵守すること	6
	事業計画に対応する実績報告を求めること	2
	各種報告に市が仕様書等で求める内容が含まれているか確認すること	3
	実態を把握できる報告を求めること	4
自主事業	計画の提出や実績報告を求めること	4
損害賠償保険への加入	市が求める水準の保険に加入しているか確認すること	1
危機管理	仕様書に定める危機管理マニュアルを作成すること	1
	マニュアルの作成や訓練の実施状況を確認すること	2
文書事務	重要な協議事項は文書で記録を保存すること	1
	文書の保管を適切に行うこと	1
	文書規程に基づく処理をすること	1
注意 計		39

○要望事項

項目（概要）		件数
施設の運営形態に応じた危機管理対応マニュアルを作成すること		1
再委託の契約主体は指定管理者とすること		1
現在の委託料の妥当性を検証すること		1
施設運営を通じた市のPRを積極的に行うこと		1
要望 計		4